

報 道 資 料

令和元年11月15日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第225号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第317号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年11月14日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（警務課）
- ◎ 対象行政文書：退職勧奨の記録（平成26年度）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：「氏名」欄、「所属職名」欄の一部、「給料月額」欄、「生年月日」欄、「採用年月日」欄、「勤続期間」欄及び辞職願（写し）の一部
 - 不開示理由：個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
- ◎ 審査会の結論：審査の対象となった実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 審査の対象について

諮問実施機関は、弁明書において、本件審査請求書の受理に伴い、本件行政文書の不開示部分について再検討した結果、本件審査請求の一部を認め、退職勧奨の記録に添付された辞職願の写しのうち、本件決定において不開示としていた辞職願の作成年月日について、本件審査請求に対する裁決に基づく決定により開示する旨説明している。

したがって、当審査会は、本件決定について、退職勧奨の記録に係る「応諾年月日」欄に記載された「別紙のとおり」に対応する「別紙」として、実施機関の職員が提出した辞職願の写しを本件開示請求の対象となる行政文書として特定したことの妥当性について、審査を行うこととする。

2 行政文書の特定について

審査請求人は、退職勧奨の記録の応諾年月日欄に記載されている「別紙のとおり」に対応する「別紙」として、任命権者が「職員の応諾年月日」を記録した行政文書の開示を求めている。

これに対し、諮問実施機関は、実施機関では、辞職願の作成年月日をもって退職勧奨に対する職員の応諾年月日としており、これ以外に退職勧奨の記録の応諾年月日欄に対応する情報が記載された文書を作成又は取得していない旨主張しているため、以下検討する。

審査請求人は、退職勧奨の記録には、事実行為として任命権者が行った退職勧奨の年月日と当該退職勧奨に事実行為として応諾した職員の応諾年月日を記録すべきものであり、記録義務者である警察本部長が自ら応諾年月日を記載した文書が存在すべきである旨主張している。

この点について、諮問実施機関は、実施機関では毎年、勧奨退職希望者の取扱い及び辞職願の取りまとめについて、警察本部長名による通達を発出し、勧奨退職希望者の辞職願を取りまとめ、当該職員の退職について知事の承認を得て退職手当を支給しており、その際、実施機関では退職勧奨の記録を作成している旨説明している。

そして、本件決定で開示された退職勧奨の記録では、「職員の応諾年月日」欄には「別紙のとおり」と記載しているが、諮問実施機関は、実施機関では、退職勧奨の記録における「職員の応諾年月日」欄に記載された「別紙のとおり」に対応する「別紙」として辞職願の写しを添付しており、当該辞職願の作成年月日を職員の応諾年月日として扱っていることから、警察本部長が自ら応諾年月日を記載した文書は作成していない旨主張している。

そこで、当審査会において、平成26年12月11日付け奈良県警察本部長通達「平成26年度勧奨退職希望者の取扱い及び辞職願の取りまとめについて」（以下、単に「通達」という。）を見分したところ、勧奨退職に係る辞職願の様式を定めた上で、辞職申出者が作成した辞職願を各所属において取りまとめて提出する旨規定されており、諮問実施機関に確認したところ、実際、実施機関においては、通達に定められたとおりの取扱いがなされていた。

そうすると、勧奨退職の手続については、通達において様式が定められた辞職願の提出が求められてい

ることから、実施機関においては、実務上、職員が辞職願を作成し実施機関に提出することにより、当該職員が実施機関による退職の勧奨に応じたものと解していると考えるのが相当であり、辞職願の作成年月日を退職勧奨の記録における「応諾年月日」として取り扱っており、それ以外に「応諾年月日」に対応する文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明について、特段不自然、不合理とまではいえない。

これらのことから、退職勧奨の記録に係る「応諾年月日」欄に記載された「別紙のとおり」に対応する「別紙」は、職員から提出された辞職願の写しであるとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、審査請求人が主張しているような、任命権者が自ら応諾年月日を記載した行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年	5月25日		
② 決 定	平成30年	6月 6日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年	8月27日		
④ 諮 問	平成30年	9月20日		
⑤ 経 過	令和 元年	8月27日	第233回審査会	審議
	令和 元年	9月27日	第234回審査会	審議
	令和 元年	10月25日	第235回審査会	審議